

# 経営規模等評価申請書

## 総合評定値請求書

### [注意事項]

申請書（帳票）に記載する方法の解説は〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉のページを参照してください。

申請書（帳票）の○数字は、〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉の○数字に対応しています。

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書 ①
総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

押印が不要になりました。

東京都新宿区西新宿2-8-1
株式会社 ジャパン建設
代表取締役 丹下一平

② 地方整備局長
北海道開発局長
東京都知事 殿

申請者

Form with fields for administrative registration, application date, permit details, capital amount, company name, address, and evaluation category. Includes handwritten entries like '01', '02', '13', '02', '199999', '05/31', '1000000', '8000020130001', '13', '13104', '13', '163-8001', '03-5321-1111', '21', '21', '99'.

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 13 (千円) 2 (1. 基準決算) (2. 2期平均) ②4

2期平均を選択した場合のみ記入

基準決算	77002 (千円)
直前の 審査基準日	080626 (千円)

利益額の2期平均(下の表の四つの数字を合計して2で割った額)を記入(千円未満切捨て)

利益額(2期平均) 1 8 3 5 5 1 0 1 (千円) ②5  
利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

マイナスの場合は、「△」ではなく、「-」を記入

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 -9723 (千円)	営業利益 1078 (千円)
減価償却実施額 2606 (千円)	減価償却実施額 902 (千円)

「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数

技術職員数 1 9 3 5 1 1 (人) ②6

経営状況分析結果通知書に、参考値として記載されている営業利益、減価償却実施額を記入。ただし、決算期変更(計算方法は19ページを参照)、連結決算、合併・会社分割等を行った場合を除く。

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 0 0 1 ②7

経営状況分析を受けた機関の名称  
一般財団法人 建設業情報管理センター

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
②8	

連絡先 ②9  
所属等 総務課 氏名 丹下 貞雄 電話番号 03-5321-1111  
ファックス番号 03-5321-1356

## 記載要領

- 「経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書」、  
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、  
「地方整備局長」「国土交通大臣」「般  
北海道開発局長、知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。  
知事
- 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 02「申請時の許可番号」の欄の「大臣 知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば、02年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 〇 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。  
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 11 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

例 (株) 甲 建設  
(有) 建設 (有) ( )

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはハイフン（ハイフン）を用いて、例えば 〇 〇 〇 2 - 1 - 1 3 のように記入すること。
- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれハイフン（ハイフン）で区切り、例えば 〇 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように記入すること。
- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。  
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば 〇 〇 〇 1 2 3 4 〇 〇 〇 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利

益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22 19 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23 20 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば00001のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

〔 \* ○の中の数字は、本様式の○の中の数字と対応します。以下、他の様式も同様です。 〕

例：本様式中の①は、書き方の①に対応します。

### 〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉

① 「経営規模等評価申請書」と「総合評定値請求書」が必要なときは、「経営規模等評価再審査申立書」を二重線で消してください。その他は記載要領を参照してください。

「申請書類」及び「経営状況分析結果通知書」がない場合はその場で審査を中止し、再度審査の予約をしていただくこととなりますのでご注意願います。

② 東京都知事と記載し、地方整備局長と北海道開発局長を二重線で消してください。

③ 本店所在地、会社名、代表者名（事業主名）を記入してください。

代理人による申請の場合は、会社名の下に代理人の住所、氏名、電話番号を記入し、職印を押印の上、申請書の最後に委任状を添付してください。

④ 申請時に有効な許可番号を記入してください。東京都知事コードは「13」です。

⑤ 申請時に有効な許可年月日を記入してください。二つ以上ある場合は、申請時に有効な許可のうち一番古い許可年月日を記入してください。

⑥ 廃業や国土交通大臣・他都道府県知事から許可換えをした場合等で、今回の申請時に有効な許可番号が前回の経営事項審査申請時のものと異なるときは、前回の許可番号等を記入してください。許可番号が同じとき（更新により、許可年月日が変わるとき等）は空欄です。

⑦ 許可番号の変更がない場合は、空欄です。

④～⑦の裏付資料 **建設業許可申請書（副本）、建設業許可通知書（建設業許可証明書）** 及び、建設業許可取得後、名称、住所等の建設業許可に関する変更があった場合は、その**変更届（副本）**の全てが必要です。

⑧ 申請時の直前の決算日を記入してください。

⑧の裏付資料 **決算報告（変更届出書）**

⑨ 「経営規模等評価申請書」と「総合評定値請求書」が必要な場合は、「1」を記入してください。

その他の場合は、記載要領を参照してください。

⑩ 処理の区分の欄で、左側二つのカラムは、決算時期により記載要領9のコードを記入してください。

12か月ごとに決算を完結する通常の場合は、「00」を記入してください。

右側二つのカラムは、合併、譲渡、外国企業等のとき記入してください。記載要領別表（2）のコードを参照し記入してください。・・・通常の場合は、空欄です。

⑪ 申請時現在に建設業許可を法人で受けているときは「1」、個人は「2」を記入してください。

⑫ 申請者が株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入してください。申請者が個人の場合には、記入しないでください。また、審査基準日ではなく、申請日現在の金額を記入してください。

⑫の裏付資料 **建設業許可申請書（副本）**

（許可取得後、資本金額又は出資金額に変更があった場合）変更届出書（副本）

⑬ 申請者が法人の場合に当該法人番号を記入してください。

⑬の裏付資料 **決算報告（変更届出書）** 又は**前回の経営事項審査申請書（副本）**

法人番号の記載がない場合は、法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>) で検索された画面コピー

- ⑭ (株)、(有)など法人の種類を表す文字を除いた会社名をカタカナで記入してください。濁音、半濁音は一つのカラムに記入してください。屋号登記をしていない個人事業主は、姓と名を1カラム空けてください。中点「・」は記入しないでください。
- ⑮ 申請時現在の状況を記入してください。屋号登記をしていない個人事業主は、姓と名を1カラム空けてください。
- ⑯ カタカナで記入してください。濁音、半濁音は1つのカラムに記入してください。姓と名の間は1カラム空けてください。
- ⑰ 申請時現在の状況を記入してください。姓と名の間は1カラム空けてください。
- ⑱ P. 82の東京都区市町村コードを参照して記入してください。
- ⑲ 申請日現在の状況を記入してください。都道府県名、区市町村名は省略してください。
- ⑳ 申請日現在の状況を記入してください。郵便番号を記入してください。
- ㉑ 申請日現在の状況を記入してください。局番と番号の間は「-」でつないでください（左詰めで記入してください）。

⑲～㉑「登記上の住所と実際に営業所のある所在地が異なる」場合は、実際に営業所のある所在地の住所、郵便番号、電話番号を記入してください。

- ㉒ 申請時に有効な建設業許可が「一般建設業」の場合は「1」を、「特定建設業」の場合は「2」を記入してください。

\*申請時に廃業している業種は空欄となります（廃業届の副本を提示してください）。

⑨～⑩、⑫～㉒の裏付資料 **建設業許可申請書（副本）** 及び建設業許可取得後、名称、住所等の建設業許可に関する変更があった場合は、その**変更届（副本）**の全て

- ㉓ 評価対象とする業種に「9」を記入してください。審査手数料、工事種類別完成工事高の業種の数と一致します。
- ㉔ 審査対象「1. 基準決算」、「2. 2期平均」は、申請者が選択できます。

審査対象「1」を選択した場合は、左側のカラムに右詰めで千円未満を切り捨てて記入してください。審査対象「2」を選択した場合は、右側のカラムに右詰めで千円未満を切り捨てて、今期の自己資本額を上段に、前期の自己資本額を下段に記入してください。左側のカラムには右側の上段、下段のカラムの平均を右詰めで千円未満を切り捨てて記入してください。金額がマイナスのとき数字の先頭に付ける記号は、「△」ではなく、「-」としてください。

㉔の裏付資料 **経営状況分析結果通知書、決算報告（変更届出書）** 及び**前回の経営事項審査申請書（副本）**。建設業許可新規申請後の初めての経営事項審査で、2期平均を選択する場合は、前期分の自己資本額を確認するため、経営状況分析機関に提出した、**前期分の財務諸表**も提示してください。

- ㉕ 営業利益と減価償却実施額の合計額の2期平均を記入してください（千円未満は切捨て）。

㉕の裏付資料

ア 営業利益：**経営状況分析結果通知書**記載の参考値により確認します。参考値が記載されていない場合（連結決算の場合など）は、**財務諸表の様式第16号の損益計算書**で確認します。

イ 減価償却実施額：**経営状況分析結果通知書**記載の参考値により確認します。参考値が記載されていない場合（連結決算の場合など）は、**法人税確定申告書一式**（写しで結構です）で確認します。

\* 法人税確定申告書を持参する場合は、別表16(1)(2)等のうち該当する表(別表を有しない場合は、これに準じた「当期減価償却実施額」を確認できる書類で登録経営状況分析機関に提出した書類)の該当箇所に付箋を貼付する等して、審査時に速やかに該当部分を提示できるようにしておいてください。

なお、減価償却実施額は、当該書類の当期償却額等の総合計額の千円未満を切り捨てた額と一致します。

ウ 決算期を変更した場合(6月決算から12月決算に変更した場合など)の営業利益及び減価償却実施額について

決算期を変更した場合の営業利益・減価償却実施額は「経営状況分析結果通知書」の参考値と一致しない部分があります(前期分は換算されていません。)ので、P.29〈決算期の変更を行ったときの完成工事高の算出方法〉を参照して、数値を記入してください。その際に、計算式を余白に記入するか任意の様式に記入して提出してください。

エ 「経営状況分析結果通知書」に参考値が記載されていない場合(一部の記載がない場合も含まれます。)や裏付けとして参考値を使用しない場合は、財務諸表や法人税確定申告書は、審査対象事業年度分と審査対象事業年度の前審査対象事業年度分の2期分が必要となります。

㊸ 技術職員の数は、技術職員名簿の数と一致します。

加点対象となる技術職員については、P.45からの説明を必ずご確認ください。

なお、技術職員は常勤でなければなりません。常勤等の裏付資料については、P.49の〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉などで必ずご確認ください。

㊹ 「経営状況分析結果通知書」を参照して右詰めで記入してください。空カラムには「0」を記入してください。

㊺ 経営規模等評価申請、総合評定値請求では記入しないでください。

㊻ 会社の担当者の連絡先を記入してください。提出を代行する方は、連絡先欄下の余白に住所、氏名及び連絡先を明記してください。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉

㊼ 「審査基準日」は会社が成立した日、開業した日を記入してください。

〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉

㊽ 「利益額」は、審査対象事業年度の営業利益+減価償却実施額を2で割った数字を記入してください。前審査対象事業年度の営業利益・減価償却実施額は「0」を記入してください。

〈海外子会社の経営実績の評価〉

建設業者の海外進出意欲の醸成を図る観点から、親会社及び海外子会社合算の㊼自己資本額、㊽利益額が評価対象となりました。評価に当たっては、国土交通省に対して国土交通大臣の認定申請を行い、認定後に、許可行政庁が審査することとなります。